

今年も、町民の皆様の利便性を考慮し、所得税・町道民税の申告受付窓口を設けますので、下記の日程表により指定された会場で申告してください。

※ 2月10日から3月2日までは役場に申告にみえられても申告の受付は出来ませんので、必ず決められた会場で申告してください。

また、該当する地区以外での申告を希望される方は、前日までに連絡願います。

申告相談日程表

受付日	曜日	地区名	受付時間	受付会場
2月10日	水	神明・膳棚・湯ノ岱	午前 9 時 30 分 ~ 午前 11 時 30 分	湯ノ岱地区集会所
12日	金	宮越・早瀬	午前 9 時 30 分 ~ 午前 11 時 30 分	宮越地区農業担い手センター
15日	月	桂岡	午前 9 時 30 分 ~ 午前 11 時 00 分	桂岡生活改善センター
16日	火	小森	午前 9 時 30 分 ~ 午前 11 時 00 分	小森生活改善センター
16日	火	豊田	午後 1 時 00 分 ~ 午後 2 時 30 分	豊田生活改善センター
17日	水	中須田1・2区	午前 9 時 30 分 ~ 午後 2 時 00 分	ゆいっこハウス
18日	木	中須田3・4区	午前 9 時 30 分 ~ 午後 2 時 00 分	ゆいっこハウス
19日	金	原歌	午前 9 時 00 分 ~ 午前 10 時 00 分	原歌生活改善センター
19日	金	大崎	午前 10 時 30 分 ~ 午前 11 時 30 分	大崎生活改善センター
22日	月	木ノ子	午前 9 時 30 分 ~ 午前 11 時 30 分	木ノ子児童館
22日	月	小安在	午後 1 時 00 分 ~ 午後 3 時 00 分	木ノ子児童館
24日	水	扇石	午前 9 時 30 分 ~ 午前 11 時 00 分	扇石地区多目的集会施設
24日	水	汐吹	午後 1 時 00 分 ~ 午後 3 時 00 分	ひやま漁協上ノ国支所会議室
25日	木	石崎	午前 9 時 30 分 ~ 午前 11 時 30 分	石崎地区集会施設
26日	金	小砂子	午前 9 時 30 分 ~ 午前 11 時 00 分	小砂子へき地保健福祉館
3月3日	水	新村・向浜	午前 9 時 30 分 ~ 午後 2 時 00 分	役場1階会議室
4日	木	北村・内郷	午前 9 時 30 分 ~ 午後 2 時 00 分	役場1階会議室
5日	金	上ノ国	午前 9 時 30 分 ~ 午後 2 時 00 分	役場1階会議室
8日	月	中央区・中崎	午前 9 時 30 分 ~ 午後 2 時 00 分	役場1階会議室
9日	火	大留	午前 9 時 30 分 ~ 午後 2 時 00 分	役場1階会議室
10日	水	大留	午前 9 時 30 分 ~ 午後 2 時 00 分	役場1階会議室

◎申告する方は、次の書類等をお忘れなくお持ちください！

- ①給与源泉徴収票
- ②所得の計算に必要な帳簿、書類等
- ③令和2年中に支払った医療費控除の明細書及び医療費通知書または医療費の領収書
※特例を選択される方は、医薬品の購入明細をお持ちください。
- ④生命保険料、損害保険料等の支払証明書
- ⑤印鑑
- ⑥マイナンバーカードの写し（もしくは、マイナンバーが記載された住民票等の写しと、身元確認書類（運転免許証、健康保険証など）の写し）

※ 申告には、マイナンバーが必要です！マイナンバーを記載した際には、身元確認を実施します。身元確認措置がとれない場合は、申告を受け付けられない場合がありますので、ご理解とご協力のほどよろしくお願いいたします。

収入が無い方・扶養家族となっている方でも、所得証明が必要な方は申告が必要となります。

所得証明は児童手当・年金の免除・公営住宅の申請などいろいろな場面で使用されますので、該当する方は申告してください。

国民健康保険加入者の方へ

国民健康保険に加入している方で、所得税の確定申告書を提出されない方は、町道民税の申告を必ず行ってください。

申告がなされない場合は、低所得者の軽減措置が適用されない場合もありますのでご了承ください。

申告漏れにご注意ください！

土地売買や賃貸借、贈与などで収入があった場合は、忘れずに申告しましょう！申告がされない場合、本来納めるべき税額に加え、加算税や延滞税が加算される場合があります！